Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

中部運輸局自動車交通部

令和6年8月2日 14:00発表

連絡先:

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官 久世、猪飼 Tel 052-952-8082 福井運輸支局 輸送・監査担当 加藤、浅沼 Tel 0776-34-1602

乗合バス事業者に車両使用停止処分及び文書警告

中部運輸局は、下記事業者に対して一般監査を実施し、以下の車両使用停止処分及び文書警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名:ヤマトタクシー 株式会社(代表取締役 相馬 康伸)

住 所:福井県越前市粟田部町35号4番地の12

営業所:本社営業所(住所に同じ)

2. 行政処分等の概要

処 分 日:令和6年8月2日

処分内容:事業用自動車の車両使用停止 20日車(1両×20日間)+文書警告

3. 監査端緒

長期間監査を実施していなかったことから監査を実施したもの。

4. 違反内容及び違反条項

(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)

(2) 特定の運転者(高齢運転者)に対する運転適性診断(適齢診断)を実施していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

(3) 国土交通省告示で定める特定の運転者(高齢運転者)に対して、事業用自動車の運 行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

(4)整備管理者の研修を受講させていなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分等により付された違反点数 当該事業者の累積違反点数 本社営業所 2点

2点